

審議第 1 号関連資料

坂東市地域公共交通体系整備計画(案)パブリックコメントに寄せられた
意見と市の考え方(案)について

坂東市地域公共交通体系整備計画(案)に対し、市民等の意見を広く聴取するため、パブリックコメント(市民意見公募)手続を実施した。

寄せられた意見に対する市の考え方を整理する。

- 意見募集期間 平成23年12月15日(木)～平成24年1月16日(月)
- 周知方法
 - ・ 広報坂東お知らせ版(12月15日発行)
 - ・ 市公式ホームページ
 - ・ コミュニティバス車内
- 閲覧場所
 - ・ 岩井庁舎 総務課内情報公開コーナー、企画課
 - ・ 猿島庁舎 窓口センター
 - ・ 市公式ホームページ
- 寄せられた意見の数 5件(3人)

【意見の整理の方法】

採用・・・提出された意見を反映するもの、または既に反映済みのもの

一部採用・・・提出された意見の一部を反映するもの、または既に一部反映済みのもの

参考・・・今後の計画の見直しの際、参考にするもの

不採用・・・今回の計画の見直しには反映しないもの

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
1	週に平日の1日、1日3便の運行で構わないので、神大実・飯島ルートを残して欲しい。	不採用	<p>高齢者や障害者など自由に移動することのできない方の日常の足として平成18年11月にコミュニティバスを導入し、皆様のご意見や利用状況により事業内容を見直しながら運行を行ってまいりましたが、利用者は少なく、目的を十分に達成できておりません。</p> <p>本計画は、より効率的で効果的な地域公共交通とするため、コミュニティバスについては利用の少ないバス停・路線を廃止し、主に幹線道路を運行する形に変更するなど大幅な見直しを行い、バスが運行しない地域については予約により自宅等から目的地まで運行するデマンドタクシーを導入するものです。</p> <p>神大実・飯島ルートにつきましては、運行開始から平成22年度までの利用者数を見ると一便あたり平均2人と5ルート中最も少なく、住宅が広く分布しているため、現在の路線型のコミュニティバスでは効率的な運行が困難であると判断し、その大部分を廃止とさせていただきます。</p> <p>今後は新しく導入するデマンドタクシーをご利用くださいますようお願いいたします。</p>

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
2	<p>地域公共交通が担うべき役割として、街中の再生のため観光利用は考えられないか？街の再生のためには、市民の方だけを考えた公共交通施策では限界があり、市外からの誘客のため、観光スポットを周遊するバスを運行すれば街の発展を図ることができる。観光案内ボランティアの養成や観光案内版の設置などの取組がなされていても総合的な受け入れ体制が整っていないのでは？</p> <p>また、市民も予約制乗合交通と観光スポット周遊バスから、自分に都合のいい手段を選択することができる。</p>	参考	<p>ご提案のとおり、当市は市外からの公共交通利用が不便で、観光客の大部分は自家用車を利用されていると思われます。</p> <p>市内には、茨城県自然博物館や平将門公関連史跡など複数の観光スポットが点在しております。これらを訪れる方々を街中にいかに誘客するかが課題であり、現在イルミネーションや歩行者天国の開催など、官民一体となって進めているところでございます。また、市の施策として街中を訪れる方の休憩施設を整備するとともに空き店舗を活用した中核施設の整備を検討するなど、中心市街地の活性化に向けた取組を行っております。</p> <p>地域の公共交通を考える本計画においては、市民の皆様の日常の移動をいかに効率的・効果的に確保するかということを最優先に考えております。</p> <p>ご提案の観光スポットを周遊するバスの運行については、現在、さくらまつりやいわい将門まつりなどのイベント時に運行しているシャトルバスと併せて検討してまいりたいと存じますので、参考意見とさせていただきます。</p>

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
3	東京からの鉄道を早期に整備すべき。併せて、現在東京方面への移動のために周辺にある守谷駅、愛宕駅、古河駅、東武動物公園駅と多方面の鉄道を利用している状況を解決するために、守谷駅から古河駅（新幹線の駅も含めて）までの茨城県南部横断鉄道の整備し、坂東市が交通の要となるべき。	参考	<p>東京直結鉄道の整備につきましては、県内近隣市町、千葉県及び埼玉県内の商工会議所、商工会及び自治体と連携し20年以上にわたり誘致活動を進めております。平成12年の運輸政策審議会答申第18号に、計画の目標年次（平成27年）までに野田市への延伸に着手すべき路線であると位置付けられましたことから、早期実現に向け、八潮から野田市間の先行整備及び次期計画へ茨城県内への延伸を位置付けることの2点に焦点を絞り、力を注いでいるところでございます。</p> <p>ご提案の茨城県南部横断鉄道を整備すれば鉄道利用が不便な坂東市を含む周辺自治体の大きな影響を与えることが予想されます。しかし、鉄道の整備は莫大な時間と経費を要するものであり、周辺自治体等との連携が不可欠であります。現段階では引き続き東京直結鉄道の早期実現に向けて、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら運動を進めてまいります。</p> <p>鉄道の整備は坂東市のみならず、広域的な課題と捉えておりますので、周辺自治体等と連携して取り組んでまいりますので、参考意見とさせていただきます。</p>

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
4	小学校の社会体験の一貫としてコミュニティバスを利用し、地元の農業、工場見学を実施してはどうか？	不採用	本計画は、市の地域公共交通体系の整備を目的としており、コミュニティバスにつきましては、運行路線・運行時刻は変更いたしますが、引き続き路線バスとして運行いたします。ご提案につきましては、小学校や関係機関との連携により、コミュニティバス事業の範囲内で検討を進めてまいります。
5	芽吹大橋は朝夕の混雑が激しく、老朽化もしているため、4車線化すべき。	不採用	渋滞など道路の問題は市の公共交通のみならず、広範囲にわたる地域全体の課題でございますので、市の地域公共交通体系の整備を目的としている本計画に位置付けるのではなく、近隣自治体等と連携して検討を進めてまいります。

審議第2号

坂東市デマンドタクシー運行要領（案）

本要領は坂東市デマンドタクシーの運行にあたり必要な事項を定めるものとする。

- 1 目的 デマンドタクシーを導入することにより、高齢者や障がい者など自由に利用できる移動手段を持たない方等の日常の移動における利便性の向上を図るとともに、地域の活性化及び環境に配慮したまちづくりを促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業主体 坂東市

(2) 運行主体 道路運送法第4条の許可を有する市内の一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 運行計画

1) 運行区域 : 坂東市内全域

2) 乗降場所 : 登録者の自宅、公共施設、商店や飲食店、工場などの事業所、
医療機関、金融機関

※大型施設には乗降場所に標識等を設置する。

3) 使用車両 : タクシー車両

4) 運行台数 : 1日あたり2台

5) 運行時間 : 午前7時から午後4時までの8時間（休憩時間1時間を除く。）

6) 運行日 : 月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日までは運休）。

居住地により利用できる日を指定する。

※運行区域（目的地）は居住地にかかわらず市内全域

○月・水・金曜日 :

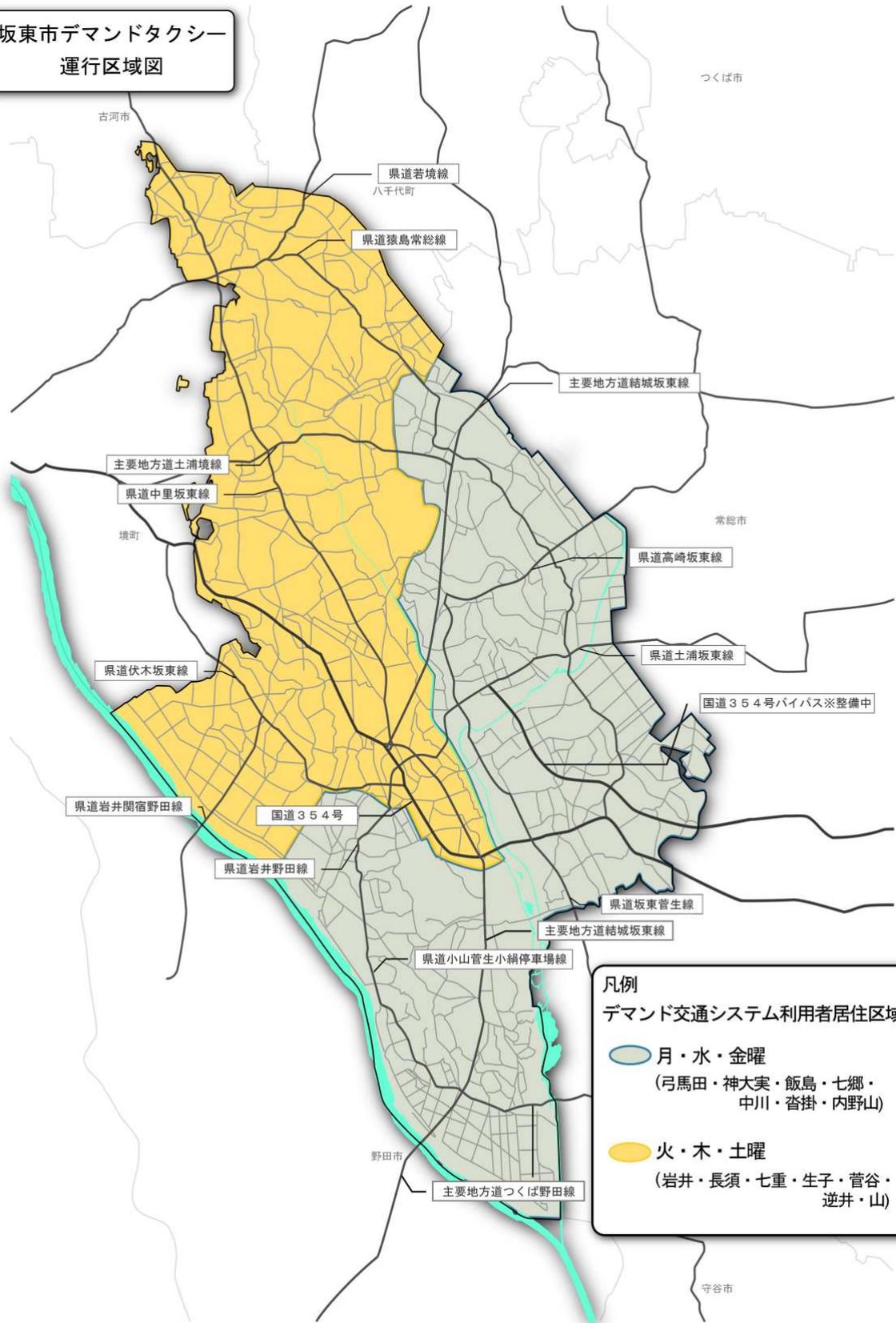
弓馬田・神大実・飯島・七郷・中川・沓掛・内野山地区在住者

○火・木・土曜日 :

岩井・長須・七重・生子・菅谷・逆井・山地区在住者

7) 運行回数 : 1日16便（1回につき最大2両運行）。

坂東市デマンドタクシー
運行区域図



凡例
デマンド交通システム利用者居住区域

- 月・水・金曜
 (弓馬田・神大実・飯島・七郷・中川・沓掛・内野山)
- 火・木・土曜
 (岩井・長須・七重・生子・菅谷・逆井・山)

8) 運行時刻 : 午前7時から午後3時までの1時間単位

時刻表	
7 : 0 0	1 1 : 0 0
8 : 0 0	1 3 : 0 0
9 : 0 0	1 4 : 0 0
1 0 : 0 0	1 5 : 0 0

9) 運行期間 : 道路運送法第21条許可の日から1年間とする。

(4) 予約体制 : 予約センターを運行事業者事業所内に開設し、オペレーターを1人常駐させる。オペレーターの勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。

(5) 事故への対応 : 事故が発生した場合、運行事業者は速やかに適切な措置を講ずるとともに坂東市に報告する。事故に関する賠償については、運行事業者において対応する。

(6) 苦情等への対応 : 運行に関する苦情等は、坂東市及び運行事業者で誠意をもって対応するものとし、対応記録は両者が共有する。

(7) 利用方法

1) 利用対象者 : 坂東市民 (住民登録又は外国人登録をした者)

2) 利用登録 : あらかじめ市役所にて利用登録を行うものとする。

原則、利用登録を行った日の1週間後から利用できるものとする。

3) 運行予約 : 利用を希望する前日に予約センターへ原則電話にて利用予約を行うものとする (聴覚・言語障害のある方など、電話によることが困難な場合のみFAXでの予約も可能とする)。

月曜日運行分については、直前の土曜日に行う。

利用者が1日に予約 (利用) できるのは2便までとする。

4) 予約時間 : 午前8時30分から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は除く。

5) 利用料金 : 利用券により支払う (事前に利用券を購入)。

1乗車につき大人300円、障害者・小学生以下 100円

保護者1人に対し3歳未満無料

介添えが必要な方については、介添者1人まで無料

※割引対象となる障害者は次のとおり

- ①身体障害者手帳の1級、2級又は1種3級の方
- ②療育手帳のマルA又はAの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方

6) 禁止事項等 : 次の事項は禁止する。

- ・ 車内での携帯電話による通話、飲食及び喫煙
- ・ 飲酒してからの利用
- ・ 大きな荷物・長尺物の持ち込み（他の座席を塞がない。）
- ・ ペットを連れての乗車（介助犬は除く。）
- ・ 小学生以下だけでの利用。
- ・ 営利目的での利用

乗務員は乗降の補助・荷物の運搬は行わない。

(8) 運行内容の変更 運行内容の変更は、坂東市地域公共交通会議の議決により決定する。

道路運送法等関係法令に規定する以外の軽微な変更については、坂東市において決定することができるものとする。

軽微な変更とは、オペレーターの増員とする。